東京都

目 次

### 示

------(病院経営本部経営企画部総務課)… |

○特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則……

規

則

-------(生活文化局都民生活部管理法人課)…

○市街地再開発組合の定款の変更認可………(都市整備局市街地整備部再開発課)… |

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等(三件)………………… 

(内水漁管)

告

示

○令和三年度第五種共同漁業の増殖方法等…………………………………………………………………………………

公

○市街地再開発組合の理事長の就任…………(都市整備局市街地整備部再開発課)…|三

○市街地再開発組合の理事長の住所の変更…………………………………………(同)… |三

○土地改良区役員の就退任……………… (産業労働局農林水産部農業振興課)…||

規

則

特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月八日

東京都知事 小 池 百 合 子

### ●東京都規則第二百六十号

特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則 特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則 (平成十年東京都規則第二百四十

三号)の一部を次のように改正する。

別記第二十号様式表中

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の													
ω .	の関係のある者で、刑事業年度における当該観定特定非営利活動法人等ける当該観定特定非営利活動法人等に対する希附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその希附金の額及び受領年月日	宏人等の役員、役員の配満者者しくは三親等以内の親族又は役員と特殊に三親等以内の親族又は役員と特殊	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2	れ第一順位から第五順位までの取引	を額の最も多いものから順次その 面値を付した場合におけるそれぞ	dř.	₩	余	N	海第2	하다	(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の 支給に関する規程
									aki dan dinanti sahi sahi sahi dakadada				7229 <b>3</b>
(⑤) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項目に対する給与の総額に関する事項(の) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び収金銭の行出、第 1 項第 3 号 (口に係る部分除く。)、第 4 号イ及び口、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している目で 1 5 年等チェック表 (第 3 表)※「ロ」の書の記載は必要ありませた。「役員の状況」第 3 表付表 1 監告託準等チェック表 (第 4 表) (初集)認定某準等チェック表 (第 5 表)認定某準等チェック表 (第 5 表)認定某準等チェック表 (第 5 表)認定某準等チェック表 (第 5 表)。認定某準等チェック表 (第 5 表)。認定某準等チェック表 (第 5 表)	$\setminus$								- <b>⊂ ⋈</b> 7				
		欠格事由チェック表	1	(第 5	認定基準等チェック表 (第4表) (初集)	又はの状況」		F (#	・ カース タッチ・アルコ レ へっから び法第 47 条各号のいずれにも該当して ない日を説明する書類	法第 42 条第 1 項第 3 号(口に係る部分 :除く。)、第 4 号イ及びロ、第 5 号並び *	⑦ 海外への送金又は金銭の存出しを 行った場合におけるその金額及び使 途並びにその実施日	1.11	1 200

を

 $\triangleright$ 

— <u> </u>				<u>(2</u>																							I
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	提出しない場合	最後に役員報酬規程を提出した事業年度(年度)	最後に職員給与規程を提出した事業年度( 年度)	前事業年度の収益の明細その他の資金	に関する事項、寄附金に関する事項その	他の内閣府令で定める事項を記載した書	類(特定非営利活動促進法第54条第2項	第3号に定める事項を記載した書類の	うち、資産の譲渡等に関する事項を記載	した書類を除く。)	○ 収益の源泉別の明維、借入金の明細 その他の資金に関する事項	② 次に掲げる取引に係る取引先、取引	金額その他その内容に関する事項	イ 収益の生ずる取引及び費用の生	ずる取引のそれぞれについて、取引	<b>は強の乗も多いものなる景気木の間行を在した基金に対すれてははないない。</b>	れ第一順位から第五順位までの取	뤗	ロ 役員等との取引		は三親等以内の親族又は役員と特殊	の関係のある者で、前事業年度にお	ける当該認定特定非営利活動法人等	に対する寄附金の額の合計額が20万	円以上であるものに限る。)の氏名並	びにその常附金の額及び受領年月日	
2 × 2.7 mm																											
				_			$\vdash$	ω	i 1441 ∶	r i	ر ا کا							. 1	I			L					
(4) 牧員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の	支給の状況(口を除く。) ロ 給与を得た職員の総数及び当該 職員に対する給与の総額	⑤ 支出した常附金の額並びにその相	手先及び支出年月日	⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを	行った場合におけるその金額及	途並びにその実施日		法第 45 条第 1 項第 3 号(口に係る部分)	察へ。)、第4号イ及びロ、第5号掛び終1日に記えて非常に狭く。 よって	ポールに施口の根件に適宜している回ればれる / 2 めな印でいれたによればしている回	ない旨を説明する書類	認定基準等チェック表(第3表)	※ 「ロ」の欄の記載は必要ありません。	「役員の状況」第3表付表1	熙本証明書 又注	1.9	認定基準等チェック表(第4表)(初葉)		認定基準等チェック表(第5表)	認定基準等チェック表(第7表)	欠格事出チェック表						
											<u> </u>	13										\				_	L
	支職	(年度) ⑤	(年度)	⑥ 海外への送金又は金銭の持出	行った場合におけるその金額及				等に関する事項を記載 を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並び に対しては、第5号並び		へ後の明暦 いない旨を説明する書類	取引 認定基準等チェック表(第3表)	の内容に関する事項  ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。	13000000	事 祖	「帳簿組織の状況」第3表付表	から第 4順位までの取 認定基準等チェック表(第4表)(初葉)		認定基準等チェック表(第5	<ul><li>該認定特定非営利活動 認定基準等チェック表(第7表)</li></ul>	欠格事由チェック		特定非営利活動法人等	金の額の合計  額が20万	ものに限る。)の氏名並	金の額及び受領年月日	

改め、 い。」を加える。 を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載し、チェック欄にチェックしてくださ ックするとともに、 職員給与の支給に関する規程」について、提出しない場合は「提出しない場合」にチェ 同様式礟中「提出してください。」の次に「「(1)前事業年度の役員報酬又は 「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」「最後に職員給与規程

### 附 則

1 この規則は、 令和三年六月九日 (以下「施行日」という。)から施行する。

2 規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動 一十号様式の規定は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第三項に この規則による改正後の特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則別記第 (以下「認定特定非営利活動法人等」という。) が施行日以後に開始する事業年

> 開始した事業年度において提出すべき書類については、 度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に なお従前の例による。

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月八日

東京都知事

小

池

百

合 子

# ●東京都規則第二百六十一号

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立病院条例施行規則 (昭和三十六年東京都規則第五十三号)の一部を次のよう

第一条第三号中「及び東京都立墨東病院」を「、東京都立墨東病院及び東京都立小児

に改正する。

総合医療センター」に改める。

則

この規則は、公布の日から施行する。

### 告 示

●東京都告示第八百二十六号

て準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。 宿五丁目中央南地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、 都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき西新 同条第二項にお

令和三年六月八日

小 池 百 合子

### 組合の名称

西新宿五丁目中央南地区市街地再開発組合

### $\equiv$ 事業施行期間

令和元年七月四日から令和七年三月三十一日まで

### $\equiv$ 施行地区

新宿区西新宿五丁目及び西新宿六丁目各地内

事 務所の所在地及び設立認可の年月日

新宿区西新宿五丁目十三番十四号AOKIYAKAT

A一〇一号室

令和元年七月四日

五.

変更の内容

する。

事務所の所在地を新宿区西新宿五丁目九番四号に変更

六

定款の変更の認可の年月日

令和三年六月八日

# ●東京都告示第八百二十七号

十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づ 基づき、事業段階関係地域を定めたので、 びその概要の提出があり、 き、 いて、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及 東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九 (仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (北地区) につ 条例第四十九条第一項の規定に 条例第五十二条 五.

令和三年六月八日

の規定により、次のとおり告示する。

東京都知事 小 池 百 合子

事業段階関係地域の範囲

千代田 区 楽町一丁目、有楽町二丁目、日比谷公園、皇居外苑、丸の内二丁目、丸の内三丁目、 が関一丁目、霞が関二丁目、霞が関三丁目、 内幸町一丁目及び内幸町二丁目の区域 霞 有

中央区 丁目、銀座七丁目及び銀座八丁目の区域座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六月重洲二丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀

港区 橋一丁目、東新橋二丁目、西新橋一丁目、西新橋一丁目、新橋二丁目、新橋三丁目、東新

3

海岸一丁目及び芝浦一丁目の区域新橋二丁目、虎ノ門一丁目、浜松町 一丁目

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在

地

三井不動産株式会社

菰田

中央区日本橋室町二丁目 一番一号

対象事業の名称及び種類

三

高層建築物の新築

対象事業の内容の概略

四

1

場等の新築事業であり、 を推進する地域」(特定の地域)に位置している。 に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化 ルの区域におけるオフィス、宿泊施設、商業及び駐車 対象事業は、千代田区内幸町一丁目の約二・四ヘクタ 計画地は、 条例第四十条第四項

風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記の 事業者は、 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要 大気汚染、 騒音・振動、 日影、 電波障害、

六 評価書案の縦覧

とおりである。

(--)期間

日曜日及び土曜日を除く 令和三年六月八日から同年七月七日まで。ただし、

 $(\Box)$ 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

 $(\equiv)$ 

ア 千代田区環境まちづくり部環境政策課

ウ

港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ

中央区環境土木部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

中央区築地一丁目一番一号

中央区役所七階

工

代表取締役社長

(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (北地区)

オ

東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号

東京都立川合同庁舎

舎十九階

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都環境局総務部環境政策課

東京都庁第二本庁

都民の意見書の提出

提出方法

持参、郵送又は電子メール

七

記載事項

ア 称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、

イ 対象事業の名称

所又は事業所の所在地

環境の保全の見地からの意見

ウ

 $(\Xi)$ 期限

令和三年七月二十六**日** 

(四) 提出先

7 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三-八〇〇一 新宿区西新宿二丁目

八番一号

イ 電子メー (第17351号) 東 nt/reading\_guide/index.html 掲載する。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessme ホームページアドレス 送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

# 対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考

響の評価の結論は、表 1(1)~(3)に示すとおりである。 慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査及び予測・評価を行った。環境に及ぼす影

# 表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

工事の完了後ので、に作	1. 大大 大 大	項目
間連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度」 る濃度 一酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は、一酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は、0.045ppmのメーン内またはそれ以下)を満たす。関連車両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満である。 浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は、0.044mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)を満たす。関連車両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満である。	[建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度] 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は、「期が50.063pm、II期が50.067ppmであり、II期及びII期ともに環境基準(6.04から0.06ppmのソーン内またはそれ以下)を上回る。健設機械の稼働に伴う寄与率は、I期が50.064mg/m³、II期が50.065pmであり、E上回る。健設機械の稼働に伴う寄与率は、I期が50.064mg/m³、II期が50.065mg/m²であり、環境基準(6.10mg/m²以下)を満たす。建設機械の稼働に伴う寄与率は、I期が50.054mg/m³、II期が50.056mg/m²であり、環境基準(6.10mg/m²以下)を満たす。建設機械の稼働に伴う寄与率は、I期が517.0%である。 工事の実施にあたっては、建設機械のに発働を進けた効率的な作等が方とめ、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の使用による寄与率は大きいが、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働による寄与率は大きいが、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働による寄り率は大きいが、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働による寄り率は、I期は50.045~0.045pmのソーン内またはそれ以下)を満たす。工事用車両の走行に伴う寄与率は、I期は50.045~0.045pmのリーン内またはそれ以下)を満たす。工事用車両の走行に伴う寄り、環境基準(0.10mg/m²以下)を満たす。工事用車両の走行に伴う寄与率は、I期は0.2%、I期は50.17%と表質(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変拠した値は、I期及びII期ともに0.044mg/m²であり、環境基準(0.10mg/m²以下)を満たす。以上のことから、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。以上のことから、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。	評価の結論

	2. 騒音・振動		1. 大気汚染	項目
	工事の施行中		工事の完了後	
[工事用車両の志行に伴う道路交通振動] 工事用車両の志行に伴う道路交通振動] 工事用車両の志行に伴う道路交通の振動レベル(L <sub>10</sub> )は、I 期は昼間29~40dB、 在間27~36dB、I 期は昼間30~41dB、夜間27~36dBであり、評価の指標とした 展制基準値 (昼間60dBもしくは66dB、夜間55dBもしくは60dB) を下回る。 なお、工事用車両の志行に伴う振動レベルの増加分は、I 期は昼間1dB未満~1dB、夜間1dB未満、I 期は昼間1dB、夜間1dB未満である。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通振動の影響は小さいと考える。	[工事用車両の走行に伴う道路交通騒音] 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル(Locg)は、「期及びII期ともに昼間63~67dBであり、評価の指標とした環境某準(昼間65dBもしくは70dB以下)を満たす。 工事の実施にあたっては、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の増加を極力小さくするために、事前に作業計画を十分検討し、工事用車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を行い、工事工程の平準化に努める等により、道路交通騒音による影響の低減に努める。なお、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、「期及びII期ともに長間1dB未満である。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考える。	(全説の機関により、	[駐車場利用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度] 中における濃度] 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は、0.046ppmであり、環境基準(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を満たす。駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は6.3%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は、0.04mg/m²であり、環境基準(0.10mg/m²以下)を満たす。駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は、0.5%である。 以上のことから、駐車場利用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。	評価の結論

ည	
環境に及	
豜	
す影響	
響の評	
価の結	
縮編	

文上のこれがで、圧坦感の変化の影響は小説されるなる。		
核化の程度] 了後の計画地内計画建築物の形態率は7.7~42. 業物)と比較して1.2~12.4ポイント増加する2 契か)と比較して1.2~12.4ポイント増加する2 ツクさせ、圧迫感の軽減を図っていると予測さ		
[代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度] 工事の完了後は、近景域では周辺の中高層建築物と相まって、新たな都市景観が工事の完了後は、近景域では周辺の中高層建築物と相まって、新たな都市景観が形成されると予測する。また、中景域では、周辺の中高層建築物と調和した風格のある景観が、遠景域では、周辺の既存建築物または計画されている高層建築物群と一体となったスカイラインが形成されると予測され、評価の指標を満足する。以上のことから、代表的な眺望地点からの眺望の変化の影響は小さいと考える。	工事の完了後	6. 班 應
[主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度] 化の程度] 主要な景観の構成要素は、現況では、計画地内は中高層の建築物、計画地周主要な景観の構成要素は、現況では、計画地内は中高層の建築物、鉄道、公岡等であり、工事の完了後では、計画地内は高層の建築物、計画地周辺は現況と同じである。このため、主要な景観の構成要素は大きく変化しないと予測され、評価の指標を満足する。以上のことから、主要な景観の構成要表の改変、及びその改変による地域景観の特性の変化の影響は小さいと考える。		
[平均風向、平均風速、最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度] 計画建築物建設前における計画地周辺の風環境は、領域A(住宅地相当)及び意域 (低中層市街地相当)である。計画建築物建設前における計画地周辺の風環境は、領域A(住宅地相当)及び高域 (低中層市街地相当)である。 計画建築物建設後(対策後)は、適切な防風対策を行うことで一部において建設前に比べて領域の変化が見られるが、全ての地点において中高層市街地相当の風環境である領域Cにおさまっている。また、風の影響に特に配慮すべき施設(日比谷公園等)は、低中層市街地相当の風環境である領域Bにおさまっている。以上のことから、風環境の影響は小さいと考える。	工事の完了後	5. 興歲站
[計画建築物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害] 計画建築物により、地上デジタル放送については遮へい障害及び反射障害が、 常星放送は遮へい障害が生じると予測する。 計画建築物によるテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応 じて、適切な受信障害対策を講じることにより、テレビ電波の受信障害は解消 すると考えられ、評価の指標を満足する。 以上のことから、電波障害の影響は小さいと考える。	工事の完了後	4. 電波障害
(冬辛日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度] (日駅が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時間、時間数等の日影の状況の変化の程度] 計画地は「都市計画法」第8条の4に基づく特定街区を計画していることから、計画地は「都市計画法」第8条の4に基づく特定街区を計画していることから、「建築基準法」第56条の2による日影規制の適用は除外される。しかし、計画地の西側には日影規制が定められている日比谷公園が存在するため、「東京都建築安全条例とその解説(改訂35版)」の記載に準拠し、日影規制を評価の指標とした。予測結果によると、計画建築物により日比谷公園に生じる日影は3時間未満と下測され、評価の指標を満足する。 以上のことから、日影の影響は小さいと考える。	工事の完了後	3. 田 続
	1	項目
TATE OF THE PROPERTY OF THE PR		

# ●東京都告示第八百二十八号

十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づ 基づき、事業段階関係地域を定めたので、 びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に いて、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及 き、 東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九 (仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画(中地区)につ 条例第五十二条 Ŧi.

令和三年六月八日

の規定により、次のとおり告示する。

東京都知事 小 池 百 合子

## 事業段階関係地域の範囲

区 千 代 田 が関二丁目、霞が関三丁目、内幸町一丁目及楽町二丁目、日比谷公園、霞が関一丁目、霞皇居外苑、丸の内三丁目、有楽町一丁目、有 び内幸町二丁目の区域

中央区 目及び銀座八丁目の区域四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座

港区 四丁目、東新橋一丁目、西新橋一丁目、新橋一丁目、新橋二丁目、新橋三丁目、 橋二丁目及び虎ノ門一丁目の区域 西 新新

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

代表取締役社長 辻 上 広志

千代田区外神田四丁目十四番一号秋葉原UDX

対象事業の名称及び種類

(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画 (中地区

高層建築物の新築

几 対象事業の内容の概略

る。 の高度化を推進する地域」 条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能 及び駐車場等の新築事業であり、計画地は、条例第四十 ・ルの区域におけるオフィス、宿泊施設、商業、 対象事業は、 千代田区内幸町一丁目の約二・二ヘクタ (特定の地域)に位置してい ホール

環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記の 事業者は、 大気汚染、 騒音・振動、 日影、 電波障害、

六 評価書案の縦覧

とおりである。

期間

日曜日及び土曜日を除く。 令和三年六月八日から同年七月七日まで。ただし、

 $(\Box)$ 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

 $(\equiv)$ 場所

7 千代田区環境まちづくり部環境政策課 千代田区九段南一丁目二番

イ 中央区環境土木部環境政策課

中央区築地一丁目一番一号 中央区役所七階

港区環境リサイクル支援部環境課 港区芝公園一丁目五番二十五号

ゥ

東京都環境局総務部環境政策課

エ

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

才 東京都多摩環境事務所管理課

七 都民の意見書の提出

提出方法

立川市錦町四丁目六番三号

東京都立川合同庁舎

 $(\Box)$ 

持参、郵送又は電子メール

ア 記載事項 称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、

ウ イ 対象事業の名称 環境の保全の見地からの意見

所又は事業所の所在地

期限

 $(\equiv)$ 

令和三年七月二十六日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三−八○○一 新宿区西新宿二丁目

八番一号

イ 電子メール

送付先、件名等は、 東京都環境局ホームページに

掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessme

nt/reading\_guide/index.html

### . \_\_\_\_

別記(原文のまま記載)

### 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調查及び予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 1(1)~(3)に示すとおりである。

# 表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

関連中両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度  る濃度  二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は、 0.046ppmであり、環境基準(0.04から0.06ppmのブーン内またはそれ以下)を満た す。関連中両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満~0.1%である。 浮遊粒子状物質の将米濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は、0.044mg/㎡であり、環境基準(0.10mg/㎡以下)を満たす。関連市両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満である。 以上のことから、関連車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。	工事の完了後			
る濃度」 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を目平均値(年間98%値)に変換した値は、 0.070ppmであり、環境基準(0.04から0.06ppmのソーン内またはそれ以下)を上回 る。建設機械の稼働に伴う宮与率は、51.4%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は、 0.05元g/㎡であり、環境基準(0.10mg/㎡以下)を満たす。建設機械の稼働に伴う宮与率は、51.4%である。 工事の実施にあたっては、建設機械の集出を設計方と効率的な作業に努め、最新の非出ガス対策型の権設機械の使用等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響は低金元のための措置を徹底することにより、生設機械の稼働に伴う大気質への影響は低速されると考える。 以上のことから、建設機械の稼働による宮与率は大きいが、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、生設機械の稼働に伴う大気質への影響は低減されると考える。 「工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響は低減されると考える。 「工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響は低減されるで、0.045~0.046ppmであり、環境基準(0.04から0.06ppmのソーン内またはそれ以下)を満たす。工事用車両の走行に伴う宮与率は、0.1~0.3%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は、0.04mg/㎡であり、環境基準(0.10mg/㎡以下)を満たす。工事用車両の走行に伴う宮与率は、0.1%表満である。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う常与率は、0.1%であり、環境表準である。	日母の諸位士	र्राट	1. 大気汚染	1.
評価の結論			凸	
	l			1

表1(2)
環境に及ぼす影響の評価の結論

2. 整本・ 表表 を を で で で で で で で で で で で で で	型 もり	大、大大大大大大大 (1) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5	四
工事用車両のと行に伴う道路交通が路音レベル (L <sub>va</sub> ) は、昼間63~67Bであり、評価の指標とした環境基準(昼間65Bもしくは70dB以下)を満たす。 り、評価の指標とした環境基準(昼間65Bもしくは70dB以下)を満たす。 工事の実施にあたっては、工事用車両の左行に伴う道路交通騒音の増加を極力 小さくするために、事前に作業計画を十分検討し、工事用車両による機出入が集 中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を行い、工事工程の平準化に努める 等により、道路交通騒音による影響の板域に努める。 なお、工事用車両の走行に伴う道路交通板台に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考える。 以上のことから、工事用車両の左行に伴う道路交通がある。 以上のことから、工事用車両の左行に伴う道路交通がある。 「工事用車両の走行に伴う道路交通が動」 「工事用車両の走行に伴う道路交通が動しくは65dB、夜間57~36dBであり、評価の指標とした規制基準値(屋間60dBもしくは65dB、夜間55dBもしくは65dB、夜間57~3は60dB)を下回る。 なお、工事用車両の左行に伴う援動レベルの増加分は、昼間1dB未満である。 以上のことから、工事用車両の左行に伴う援動レベルの増加分は、昼間1dB未満である。 以上のことから、工事用車両の左行に伴う援動レベルの増加分は、昼間1dB未満である。	[建設機械の稼働に伴う建設作業騒音] 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音] 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル (Lig) は、解体工事では計画地敷地境界において最大77dBであ地境界において最大82dB、建設工事では計画地敷地境界において最大77dBであり、評価の指標とした物告某準値 (80dBもしくは85dB) を下回る。以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業極音の影響は小さいと考える。 [建設機械の稼働に伴う建設作業極前の影響は小さいと考える。 [建設機械の稼働に伴う建設作業が助] 建設機械の稼働に伴う建設作業が助ける。 解体工事では計画地敷地境界において最大68dBであり、評価の指標とした制告某準値 (70dBもしくは75dB)を下回る。以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業振動の影響は小さいと考える。	における張皮」 「私中郷利用中間のた何に伴い発生する一般化窒素及び洋遊和十枚物質の大気中における最皮」 「酸化窒素皮」「無水物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は、2.044ppmであり、環境基準(0.04から0.06ppmのソーン内またはそれ以下)を満たす。駐車場利用車両の基行に伴う番与率は、0.1%である。 浮遊粒子状物質の将米濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は、0.044mg/㎡であり、環境基準(0.10mg/㎡3以下)を満たす。駐車場利用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。 以上のことから、駐車場利用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。 「熱原施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度」 「熱原施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度」 「熱原施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度」 「熱原施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度」 「熱原施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度」 「熱原施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度」 「熱原施設の稼働に伴う音与率は、0.1%未満である。 以上のことから、熱原施設の稼働に伴う方気質への影響は小さいと考える。	学価が日十十、1/1-45 学価の結論

# (1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

6. 規範	5. 風療站	4. 電波障害	3. 日蒙	屋
工事の完了後	工事の完了後	工事の完了後	工事の完了後	
代の程度]  主要な景観の構成要素は、現況では、計画地内は中高層の性築物、計画地周辺は中高層の性築物、鉄道、公園等であり、工事の完了後では、計画地内は高層の建築物、計画地周辺は中高層の建築物、鉄道、公園等であり、工事の完了後では、計画地内は高層の建築物、計画地周辺は現況と同じである。このため、主要な景観の構成要素は大きく変化しないと予測され、評価の指標を満足する。 以上のことから、主要な景観の構成要素の改変、及びその改変による地域景観の特性の変化の影響は小さいと考える。 [代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度] 工事の完了後は、近景域では周辺の中高層建築物と相まって、新たな都市景観が形成されると予測する。また、中景域では、周辺の財存建築物と相まって、新たな都市景観が形成されると予測する。また、中景域では、周辺の財存建築物と相まって、新たな都市景度実験がよる。一体となったスカイラインが形成されると予測され、評価の指標を満足する。 以上のことから、代表的な眺望地点からの眺望の変化の影響は小さいと考える。 [圧追感の変化の程度] 工事の完了後の計画地内計画建築物の形態率は12.1~17.8%であり、現況(計画地内既存建築物)と比較して-23.0~9.7ポイント減少または増加するが、計画建築物の高層部をセットバックさせ、圧追感の軽減を図っていると予測され、評価の指標を満足する。 以上のことから、圧迫感の変化の影響は小さいと考える。	[平均風向、平均風速、最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度] 計画焦築物焦設前における計画地周辺の風環境は、領域A(住宅地相当)及び領域B(低中層市街地相当)である。 計画建築物建設後は、一部において建設前に比べて領域の変化が見られるが、全ての地点において中高層市街地相当の風環境である領域Cにおさまっている。また、風の影響に特に乱速すべき施設(日比谷公園等)は、低中層市街地相当の風環境である領域Cにおさまっている。以上のことから、風環境の影響は小さいと考える。以上のことから、風環境の影響は小さいと考える。	[計画建築物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害] 計画建築物により、地上デジタル放送については遮へい障害が、衛星放送も 遮へい障害が生じると Y 測する。	[冬生日における日影の範囲、日影となる時刻、時間教寺の日影の状況の変化の程度] [日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時月 財産じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間教等の日影の状況の変化の程度] 対し、時間教等の日影の状況の変化の程度] 計画地は「都市計画法」第8条の4に基づく特定街区を計画していることから、「建築基準法」第56条の2による日影規制の適用は除外される。しかし、計画地の両側には日影規制が定められている日比谷公園が存在するため、「東京都建築安全条例とその解説(改訂35版)」の記載に準拠し、日影規制を評価の指標とした。下測結果によると、計画建築物により日比谷公園に生じる日影は3時間未満と予測され、評価の指標を満足する。 以上のことから、日影の影響は小さいと考える。	国務の独自なもにもえら

東

京

都

公

報

# ●東京都告示第八百二十九号

の規定により、次のとおり告示する。 
中六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画(南地区)について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及いて、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及いて、環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条

令和三年六月八日

東京都知事 小 池

百合子

### 事業段階関係地域の範囲

び内幸町二丁目の区域区 楽町二丁目、霞が関三丁目、霞が関三丁目、内幸町一丁目及下野二丁目、日比谷公園、霞が関一丁目、霞 年代田 皇居外苑、丸の内三丁目、有楽町一丁目、有

丁目の区域 五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目及び銀座八中央区 銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座

宕一丁目及び愛宕二丁目の区域橋三丁目、虎ノ門一丁目、虎ノ門三丁目、愛橋三丁目、虎ノ門一丁目、西新橋二丁目、西新橋一丁目、西新橋一丁目、新橋五丁目、東新橋一丁目、新橋二丁目、新橋三丁目、新橋

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在

地

### 第一生命保険株式会社

代表取締役社長 稲垣 精二

千代田区有楽町一丁目十三番一号

中央日本土地建物株式会社

代表取締役社長 平松 哲郎

9 令和3年6月8日(火曜日) 東 京 都 公 報 (第17351号) 六 Ŧi. 四  $(\Box)$ とおりである。 風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記の 位置している。 ネス促進施設及び駐車場等の新築事業であり、計画地は、 つ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に 条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつ 評価書案の縦覧 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要 対象事業の名称及び種類 ゥ イ 日曜日及び土曜日を除く。 事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、 ルの区域におけるオフィス、宿泊施設、商業、ウェル 対象事業は、千代田区内幸町一丁目の約一・九ヘクタ 対象事業の内容の概略 高層建築物の新築 千代田区霞が関一丁目四番一 時間 期間 (仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 午前九時三十分から午後四時三十分まで 令和三年六月八日から同年七月七日まで。ただし、 港区環境リサイクル支援部環境課 中央区築地一丁目一番一号 中央区役所七階 中央区環境土木部環境政策課 千代田区環境まちづくり部環境政策課 港区芝公園一丁目五番二十五号 千代田区九段南一丁目二番 号 (南地区) 七 (四)  $(\equiv)$  $(\underline{\hspace{1cm}})$ (--)ア ア 都民の意見書の提出 エ イ オ 期限 提出先 提出方法 nt/reading\_guide/index.html 掲載する。 所又は事業所の所在地 記載事項 八番一号 令和三年七月二十六日 称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務 持参、郵送又は電子メール 電子メール 東京都多摩環境事務所管理課 持参又は郵送 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、 対象事業の名称 東京都環境局総務部環境政策課 環境の保全の見地からの意見 立川市錦町四丁目六番三号 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都環境局総務部環境政策課 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessme ホームページアドレス 送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに 郵便番号一六三-八〇〇一 新宿区西新宿二丁目 東京都立川合同庁舎 東京都庁第二本庁

[駐車場利用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度]
一般化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は、0.04から0.06ppmのブーン内またはそれ以下)を満たす。駐市場利用市両の走行に伴う寄与率は2.4%である。
浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は、0.044mg/m²であり、環境基準(0.10mg/m²以下)を満たす。駐市場利用市両の走行に伴う寄与率は、0.1%である。
以上のことから、駐車場利用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考え、以上のことから、駐車場利用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考え

別記

### (原文のまま記載)

### 環境に及ぼす影響の評価の結論

響の評価の結論は、表 1(1)~(3)に示すとおりである。 慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査及び予測・評価を行った。環境に及ぼす影 対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考

# 表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

機力機械の 建設機械の 建設機械の 無対機械の ただいに かんだい かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし		田	
2) 環境に及ぼす影響の評価の結論 評価の結論 評価の結論 探劇に伴う使設作業騒音] な場ではう使設作業の騒音レベル (La) は、解体工事では計画地の稼働に伴う使設作業の騒音レベル (La) は、解体工事では計画地の稼働に伴う使設作業の騒音レベル (La) は、解体工事では計画地の稼働に伴う使設作業の騒音レベル (La) は、解体工事では計画地	[建設機械の稼働に伴う建設作業騒音] 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(Lug)は、解体工事では計画地 敷加焙泵において最大824B、建設工事では計画地敷地焙泵において最大824Bで	評価の結論	表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

应	1	「無恐機械の接触に伴う無恐作業顯音]
		「上級の影響では、「大阪日本の報告レベル(Lia)は、解体工事では計画地 ・
		[建設機械の稼働に伴う建設作業振動] 程改機械の稼働に伴う建設作業の抵動レベル(Lo)は、解体工事では計画地 性改機械の稼働に伴う建設作業の抵動レベル(Lo)は、解体工事では計画地 敷地境界において最大69dB、建設工事では計画地敷地境界において最大68dBで あり、評価の指標とした勧告基準値(70dBもしくは75dB)を下回る。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業振動の影響は小さいと考え る。
2. 騒吟·疲勢	工事の施行中	[工事用車両の走行に伴う道路交通騒音] 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L <sub>ma</sub> )は、昼間63~67dBであり、評価の指標とした環境基準(昼間65dBもしくは70dB以下)を満たす。 り、評価の指標とした環境基準(昼間65dBもしくは70dB以下)を満たす。 り、中の実施にあたっては、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の増加を極力がさくするために、事前に作業計画を十分検討し、工事用車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を行い、工事工程の平準化に努める等により、道路交通騒音による影響の抵減に努める。 なお、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、昼間1dB未満である。以上のことから、工事用車両の走行に伴う適路交通騒音の影響は小さいと考える。
		[工事用市両の走行に伴う道路交通振動] 工事用市両の走行に伴う道路交通の振動レベル (L <sub>10</sub> ) は、昼間29~40dB、夜間27~36dBであり、評価の指標とした規制基準値(昼間60dBもしくは65dB、夜間55dBもしくは60dB)を下回る。 なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間1dB未満~1dB、仮間1dB未満である。 以上のことから、工事用市両の走行に伴う道路交通振動の影響は小さいと考える。
3. 甲	工事の完了後	[冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度] 日影が年じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時   日影が年じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時   刻、時間数等の日影の状況の変化の程度] 計画地は「都市計画法」第8条の4に基づく特定街区を計画していることから、「建築基準法」第56条の2による日影規制の適用は除外される。しかし、計画地の両側には日影規制が定められている日比谷公園が存在するため、「東京都建築安全条例とその解説(改訂35版)」の記載に準拠し、日影規制を評価の指標とした。丁測結果によると、計画性築物により日比谷公園に生じる日影は3時間未満と予測され、評価の指標を満足する。

11

### <u>ω</u> 環境に及ぼす影響の評価の結論

4.

計画無楽物無政門(ころ)了る計画掲点辺の興採現は、儀な识別V (1)名名台山)

計画建築物建設後(対策後)は、適切な防風対策を行うことで一部において 建設前に比べて領域の変化が見られるが、全ての地点において中高層市街地相 当の風環境である領域Cにおさまっている。また、風の影響に特に配慮すべき施 設(日比谷公園等)は、低中層市街地相当の風環境である領域Bにおさまってい 及び領域B(低中層市街地相当)である。

. 風環境

工事の完了後

る。以上のことから、1 風環境の影響は小さいと考える。

化の程度 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変

主要な景観の構成要素は、現況では、計画地内は中高層の建築物、計画地周辺は中高層の建築物、鉄道、公園等であり、工事の完了後では、計画地内は高層の建築物、計画地周辺は現況と同じである。このため、主要な景観の構成要 観の特性の変化の影響は小さいと考える。 素は大きく変化しないと予測され、評価の指標を満足する。 以上のことから、主要な景観の構成要素の改変、及びその改変による地域景

[代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度]

6. 景観

工事の完了後

工事の完了後は、近景域では周辺の中高層建築物と相まって、新たな都市景観が形成されると予測する。また、中景域では、周辺の中高層建築物と調和した風格のある景観が、遠景域では、周辺の既存建築物または計画されている。 た風格のある景観が、遠景域では、周辺の既存建築物または計画されている。 を満足する。 層建築物群と一体となったスカイラインが形成されると予測され、 以上のことから、代表的な眺望地点からの眺望の変化の影響は小さいと考え 評価の指標

画地内既存種築物)と比較して-18.3~15.3ポイント減少または増加するが、計画建築物の高層部をセットバックさせ、圧迫感の軽減を図っていると予測され、評価の指標を満足する。 以上のことから、圧迫感の変化の影響は小さいと考える。

[圧迫感の変化の程度]

工事の完了後の計画地内計画建築物の形態率は11.9~35.3%であり、現況(計1地内既存建築物) と比較して-18.3~15.3ポイント減少または増加するが、計1地内既存建築物)

令和三年六月八日

東京都内水面漁場管理委員会

安 永 勝 昭

### 告

### 亦 内水漁管

# 東京都内水面漁場管理委員会指示第二号

規定に基づき、 百六十七号) 増殖すべき量等について、 令和三年度における第五種共同漁業に係る増殖方法及び 第百二十条第一項及び第百七十一 次のとおり指示する。 漁業法 (昭和二十四年法律第1 条第四項の

会長

漁業権者の住所及び名称

免弊番号

魚種

放 流

H

一尾当たりの重量

**產卵場造成** 

金龙

	恩方漁業協同組合	八土十三十四万四 1353梅岩	= H v H - H + F		多摩川漁業協同組合	府中市府中町二丁目									25番地 多壓三海業茲同組合	府中市府中町二丁目							秋川漁業協同組合	あきる野市養沢 1311番地				奥多摩漁業協同組合	四年三年日一一四	t			氷川1793番地 米川漁業韓同組合	西多摩郡奥多摩町	奥多摩漁業協同組合	青梅市御岳二丁目	漁業権者の住所及び名称
		光光の方	‡ } n u						内共第12号				•	内共第3号							内共第2号						内共第4号						內共第1号				免許番号
かじか	うぐい	ふな		やまめ	(にしま)	<u>++11-11</u>	うなぎ	かくささ	かな	(17)	\$. P.	おいかわ	14.29	7,7,5	17 T	かゆ	カンピカン	うなぎ	がなみも	なな	いこ	\ # 8	にじます	<i>\$</i> \$	うぐい	かな		やまめ	7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	20,00	ふな	こい	なない		やまめ	355 555 554 554	魚種
20 kg		80 kg	15,000	140 kg 稚魚 10,000 尾	950 kg 85 kg		40 kg		0 kg		40 kg	40 17		0 kg	200 17	320 kg		75 kg		200 kg		#無 50,000 尾 和 131,500 巻		1,400 kg 2,600 kg		5 kg	奶 10,000 粒	200 kg	250 kg		25 kg		115	稚魚 130,000 尾卵 170,000 粒		1,650 kg	放流量
40 8	;	200 g		100 g 2 g	1,700 g		40 g		2000		25 g			000	200 =	25 g		35 g		20 g		2 %		30∼50 g 1∼7 g		50 g		100		i	50 g		100 g	2	0	51	一尾当たりの重量
5箇所 (1箇所10㎡以上)	11箇所 (1箇所10㎡以上)	4图/灯	A ANT. III				(1回//10/110/11/	(1 箇所 (1 箇所 (1 ) (1 ) (1 ) (1 ) (1 ) (1 )		5箇所		(1箇所15㎡以上)	8箇所		8簡折		30箇所 (1箇所10㎡以上)		105箇所 (1箇所10㎡以上)		18箇所				6箇所 (1箇所10㎡以上)	- 1	3箇所			(1箇所10㎡以上)		13箇所					南 卵 場 造 成
									産卵場造成					産卵場造成																							企业

西多摩郡奥多摩町		にじます		350 kg	100	0°Q		
川野529番地		やまめ		125 kg	100	(F)		
小河内漁業 期回組合			維魚	10,000 尾	2	ØG:		
	本 年 段 0 恒		βŊ	10,000 粒				
	大名のな	なない		125 kg	150	ØG:		
			雅魚	10,000 尾	2	07Q		
		うぐい					1箇所	
							(1箇所10㎡以上)	
		にじます		60 kg	100	0°Q		
				40 kg	100	0°Q		
		やまめ	稚魚	10,000 尾	2	0fQ		
	1000年報10回		βN	10,000 粒				
	F1	なない		40 kg	150	0°Q		
			稚魚	10,000 尾	2	<b>0</b> *9		
		うぐい					1箇所	
							(1箇所10㎡以上)	
		やまめ	稚魚	10,000 尾	2	Ørg		
	内共第15号		NA PA	10,000 粒				
		なない	維魚	10,000 尾	2	<b>0</b> 712		
江戸川区江戸川		こしょ	稚魚	0 尾				産卵場造成1箇所
四 J 目 16番地36	内共第6号	かな		500 kg	25	Q12		
東京東部漁業協同組合		うなぎ		20 kg	25	0,c5		
		こい	稚魚	0 尾				産卵場造成4箇所
	内共第11号 ふな	ふな		1,400 kg	25	<b>0</b> ℃		
		うなぎ		60 kg	25	<b>0</b> /Q		
注、こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止のため東京都内水面漁場管理委員会が発動した委員会指示(委員会指示)を指示第1号)に従い、循柱按照に係る指示は行わたいトアアマス	くう ペスクイラ 信担 茅港 ご 森べ	ス病のまん指示け行う	河原売1	トライの表別	1. 都內水面	漁場作	管理委員会が発動し	た委員会指示(委員
٠								

13	令和:	3年6	6月8	日 (	火曜日	)				東	京	都	公	報								(\$	<b>育17</b> 3	351	号)
土地改良区役員の就退任について	新宿区西新宿四丁目三十二番六-一三〇六号			二名	東京都知事 小 池 百合子	令和三年六月八日	司条第二項の規定により公告する。	から理事長の住所を変更した旨	条第一項の規定により西新宿五丁目中央南地区市街地再開	都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八	いて	市街地再開発組合の理事長の住所の変更につ	東京都青梅市千ヶ瀬町六丁目八百五十二番地	二 住所	澤渡 敏夫	一 氏名	東京都知事 小 池 百合子	令和三年六月八日	同条第二項の規定により公告する。	次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、	条第一項の規定により青梅駅前地区市街地再開発組合から	都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八	市街地再開発組合の理事長の就任について	を	
同右	理事	役職名	就任年月日	二就任	同右	] :	監事	后在	司   	同右		同右	同右	同右		理事	役職名	退任年月日	退任		令和三	り公告する。	二十四年法	日付けで役員	府中用水-
府中市南町六丁目四十 髙野	番地 国立市谷保五千百三十 北島	住所氏	月日 令和三年四月二十六日		番地の一		府中市分梅町五丁目三 谷合	六番地の三	高七見/守耳/	番地の一 同 市西府町二丁目二 松本		府中市矢崎町一丁目三 廣瀬	番地国立市谷保五千百三十 北島	四番地の五 府中市南町六丁目四十 髙野		国立市谷保五千九百十 沼崎	住所氏	月日 令和三年四月二十五日		東京都知事 小 池	令和三年六月八日	٥	二十四年法律第百九十五号)第十八条第十	日付けで役員の就退任届があったので、よ	水土地改良区理事長北島薫から今
	<b>声 薫 理事長</b>	八名 備考			局 勝俊		危食	利品		4 昇		孝昌	点 薫 副理事	野 茂久 副理事		呵 信夫 理事長	以名 備 考			他 百合子			-八項の規定によ	土地改良法(昭和	7和三年五月十一
													事	<b>事</b> 員外監	 	司右	監事		同右	<b> </b>	司右	同右		同右	
													号 十 オ コ 十 五 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	練馬区氷川台四丁目三	番地の一		番地の一府中市西府町二丁目二		国立市富士見台四丁目	十六番地の四	司 市分悔町一丁目二	十五番地の四府中市本宿町一丁目二	番地の一	国立市谷保七百七十一	四番地の五
														西田 憲史		三田 栄作	松本昇		佐伯 和弘		小睪進	小澤嘉一		北島 勝俊 副理事	長

_	(第17351号)	東	京	都	公	報	令和3年6月8日	(火曜日)	14
光 11 素 市 市									
発 電話 ○三(五三:二一)一一一一(代)   解163-1   東京都新宿区西新宿二丁目八番一号   番									
三億									
五									
二 新 京 <b> </b>									
フ <u>ニ</u>									
一 目									
一 八 一 番									
£ = 1									
ラケ部									
郵便番号 ┃ [63-8001 ┃									
定 価									
一本									
箇号									
郵									
医 八									
を六五									
型 東 選									
电界 勝									
→ 都 美 <b> </b>									
三喜印									
三台刷									
二 山 ""									
ここ 株									
二十式									
〇三 —									
代号社									
(解送科を含む。)□ 電話 ○三(三八一二)五二○一(代) 解113一つ箇月 六、六○○円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 優元を号 五○円 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社 号1011									
113-0001									
FSC ミックス 版 FSC* C006270									
ミックス 新									
FSC* C006270									